

消防広域化重点地域の指定について

1 制度の概要

国の広域化に関する基本指針の改正により、自主的な消防広域化を進めるための枠組みとして、制度化されたもので、埼玉県が定めた消防広域化推進計画のブロックの中から広域化の気運が高い地域や小規模消防本部を含む地域を、先行して広域化に取り組む必要があるものとして埼玉県知事が指定するもの。

2 指定の要件

(1) 広域化の気運が高い地域

広域化協議会の発足、消防指令業務の共同運用の検討又は実施など

(2) 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

管轄人口10万人未満の消防本部、職員数が少ない消防本部など

3 指定の効果

消防広域化に伴い必要となる施設整備費用や臨時経費に係る国の財政支援が受けられる。

4 広域化の実現の期限

平成30年4月1日まで

※ 埼玉県の支援

- ・ 上尾市・伊奈町消防広域化協議会への参画
- ・ 広域消防運営計画の作成に関する助言
- ・ 消防広域化に係る国からの情報の提供、国との連絡調整
- ・ 協議会運営費の補助（補助率3分の1以内、補助金額50万円以内）

消防広域化支援対策

—平成26年度—

消防庁資料

都道府県、市町村において一層の取組を行っていただくため、「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴い必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を行います。

市町村分

I 消防広域化準備経費

- 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

II 消防広域化臨時経費

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。
 - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
 - ② 業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
 - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
 - ④ その他広域化に伴い臨時的に必要な経費

III 消防署所の整備

1 緊急防災・減災事業

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)を支援する。
 - ▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。
 - ▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ 消防署所等とは、消防署、出張所及び指令センターをいう。

※ 上記1は、広域化後10年度以内完了する事業(平成24年度までに広域化した場合には、平成34年度までに完了する事業)を対象とする。

2 一般事業

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。

- ▶一般単独事業債 充当率90%[通常充当率:75%]

IV 消防指令センター(指令装置等)の整備

- 国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

V 消防車両等の整備

- 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ 上記Vは、広域化後5年度以内完了する事業(平成24年度までに広域化した場合には、平成29年度までに完了する事業)を対象とする。

VI その他

- 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

I 消防広域化指導経費

- 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

II 広域化対象市町村に対する支援に要する経費

- 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

上消総第 号
消 発 第 号
平成 2 6 年 月 日

埼玉県知事 上田 清司 様

上尾市長 島村 穰 印

伊奈町長 野川 和好 印

消防広域化重点地域の指定の要望について

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 1 8 年消防庁告示第 3 3 号）に基づき、以下の地域を消防広域化重点地域に指定されるよう要望します。

1 指定する地域

- ・上尾市
- ・伊奈町

2 要望の趣旨

高齢者人口の増加に伴う消防需要の増大、災害や事故の多様化及び大規模化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、市の枠を超えた広域的な対応及び消防体制の整備が急務となっています。

上尾市及び伊奈町では消防体制の充実強化のため、平成 2 6 年 7 月に消防広域化協議会を設置し、消防広域化に向けた協議を実施しています。

協議は順調に進んでおり、両市町における消防広域化の気運が高まっています。

つきましては、指定要件を満たしているものと考えられますことから、上尾市及び伊奈町を消防広域化重点地域として指定いただくよう要望するものです。